

【実績の基準】

消費者庁では、成年年齢引下げのための環境整備を確実に実施するため、実践的な消費者教育を行っていただく観点から、教科書等に加え、「社会への扉」、地方公共団体で作成している消費者教育教材等を活用した授業をお願いしております。

令和2年度の実績の基準については、これまでの基準と同様の内容ですが、以下となっております。

【基準】

授業が実施されたことを担保するため、授業実施日（実施月の記載でも可）は必須です。その上で、以下のいずれかを満たす場合を本調査における実績といたします。

【実施校】

- ①「社会への扉」（冊子、パワーポイント、授業動画）を活用している（一部の活用でも可。本教材を基に教員が作成したワークシート・プリント等も含む）。
- ②地方公共団体作成の教材、金融庁等の省庁で作成している教材、消費者団体等の各種団体で作成している教材等（動画教材含む）を活用している（一部の活用でも可。それらの教材を基に教員が作成したワークシート・プリント等も含む）。
- ③その他、チラシ・新聞等を活用している（消費者教育に関する実践的な内容を含むと地方公共団体が判断したものであり、一部の活用でも可。これらを基に教員が作成したワークシート・プリント等も含む）。

（例）

- ・地方公共団体（消費生活センターを含む）ウェブサイトで公表している啓発チラシ、パンフレット、プレスリリース資料
- ・消費者庁等（他省庁、（独）国民生活センター含む）ウェブサイトで公表している啓発チラシ、パンフレット、プレスリリース資料
- ・消費生活相談員等が作成した過去の出前講座等の資料
- ・消費者被害等に関する新聞記事・雑誌
- ・消費者被害等に関するテレビ番組

- ④消費生活相談員など外部講師による消費者教育に係る出前講座を活用している。

※教科書及び教科書付属の資料集以外の教材活用状況調査であることから、教科書及び教科書付属の資料集を使用して授業をしている場合は、本調査から除いています。

【未実施校】

上記の基準を満たさない場合には、本調査における実績とはしない。